



宮行評委第12号
令和5年10月27日

宮城県知事
村井嘉浩殿

宮城県行政評価委員会
委員長

堀切川一男



宮城県行政評価委員会公共事業評価部会
部会長 郷古雅春



令和5年度公共事業再評価について（答申）

令和5年6月19日付け総政第19号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第3号及び同条第7項の規定により公共事業評価部会で審議した結果は、下記のとおりです。

なお、事業の実施に関する意見は、別紙のとおりです。

記

「事業継続」とした県の評価を妥当とする事業

- ・農業競争力強化基盤整備事業（蕪栗沼地区）
- ・水利施設等整備事業（柴田地区）
- ・農村整備事業（柳田峠2期地区）
- ・南沢川総合流域防災事業
- ・雉子尾川総合流域防災事業
- ・小田川総合流域防災事業
(以上6事業)

(別紙)

今後の事業の実施に関する意見

農村整備事業（柳田峠2期地区）

- ・今後、工事を進めるに当たっては、現場条件を十分に精査し、コスト縮減に努めること。

各総合流域防災事業

- ・近年、豪雨災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努めること。また、その取組内容を県民によりわかりやすく発信すること。



宮行評委第17号
令和6年1月24日

宮城県知事
村井嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長

堀切川 一男



宮城県行政評価委員会公共事業評価部会
部会長 郷古 雅春



令和5年度公共事業再評価について（答申）

令和5年11月22日付け総政第74号で諮問がありましたのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第3号及び同条第7項の規定により公共事業評価部会で審議した結果は、下記のとおりです。

なお、今後の事業の実施に関する意見は、別紙のとおりです。

記

「事業継続」とした県の評価を妥当とする事業

- ・主要地方道築館登米線（仮称）栗原IC整備事業
 - ・主要地方道丸森柴田線 坂津田道路改良事業
 - ・主要地方道気仙沼唐桑線 化粧坂道路改良事業
 - ・一般県道河南南郷線 軽井沢道路改良事業
 - ・川内沢ダム建設事業
 - ・宮城野原広域防災拠点整備事業
- （以上6事業）

(別紙)

今後の事業の実施に関する意見

主要地方道築館登米線（仮称）栗原 IC 整備事業

- ・他の道路事業を含め、今後、事業を進めるに当たっては、各関係機関との詳細な協議や現地調査などの事前精査を十分に行い、より適切な手法を検討の上、事業費の大額な変更が生じないように努めること。

宮城野原広域防災拠点整備事業

- ・近年、災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努めること。また、大規模災害時の効果について、災害時の不確実性などを踏まえ、県民によりわかりやすい形での発信に努めること。